

公社等外郭団体の改革方針に基づく取組状況

団体名	千葉県土地開発公社	所管所属名	県土整備部用地課		
事業内容	公有地の拡大の推進に関する法律第17条に規定された事業 (公有地の取得事業、土地造成事業、斡旋等事業、附帯事業)				
財務状況	年度(単位:千円)	H20	H21	H22	
	貸借対照表	総資産	29,718,206	26,709,729	23,604,541
		負債	19,338,171	16,120,242	13,351,362
		資本	10,380,035	10,589,487	10,253,179
		累積損益	10,370,035	10,579,487	10,243,179
	損益計算書	総収入	4,661,242	5,259,424	3,705,707
		経常損益	△5,022	195,983	△177,113
		当期損益	23,245	209,452	△336,307
		減価償却前当期損益	39,881	225,394	△322,949
		借入金残高	16,581,042	13,947,546	11,668,040
	県財政支出	委託料	159,312	162,367	98,398
		補助金・負担金	7,521	9,007	9,068
		その他	2,494,258	3,611,235	2,554,735
県関与の必要性 団体の必要性	(団体の必要性) 都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先行取得、造成、管理をさせるため、公共用地取得の専門機関として土地開発公社は必要である。				
	(県関与(人的・財政的)の必要性) 千葉県土地開発公社は、全額県の出資団体で、経営管理を県の指導のもとに行う団体であるところから、経営責任者として理事長を派遣している。日常業務遂行上の人的支援は原則なくすこととする。 県にかわって土地の先行取得を行わせるため、公有地の拡大の推進に関する法律第25条で債務保証契約等が認められている。				
過去の見直し方針	分類	縮小			
	<ul style="list-style-type: none"> 土地造成事業においては、分譲用地や代替地等の処分を促進し、処分代金は借入金の返済に充てる。 公有地取得事業で、委託者による再取得又は償還予定が、当初より遅れているものは速やかに再取得、償還を行うよう働きかけること。 公共用地取得の専門機関として、県及び国からの事業委託に機動的に対応していく。 				

<p>現在までの取組状況</p>	<p>大幅な人員削減・各事業の効率化等による経費削減によって、人員計画及び人件費・経費の削減目標は達成できた。</p> <p>5部10課101人（平成14年度）から3部5課42人（平成22年度）、給与は実質12%削減。</p>	
<p>役職員の状況</p>	<p>常勤役員 14 7名⇒ 23 2名 うち県OB 14 5名⇒ 23 1名 うち県派遣 14 2名⇒ 23 0名</p>	<p>常勤職員 14 94名⇒ 23 33名 うち県OB 14 0名⇒ 23 0名 うち県派遣 14 8名⇒ 23 0名</p>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業の縮減、土地需要の低迷によって、公有地取得事業の受託額や、土地分譲収入は伸び悩んでいる。景気の低迷と土地価格の低落により、公社の経営環境は厳しくなると予想される。 公有地取得事業で、委託者による再取得又は償還予定が、当初より遅れているものは、委託者の責任で速やかに再取得、償還すべきもので公社は県等に働きかけていく必要がある。 	
<p>今後の改革方針（案）</p>	<p>分類</p>	<p>縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共用地取得の専門機関として機能の維持及び確保を図り、県と連携しながら、より一層の効率的な用地取得体制を構築する。 人員及び組織については、長期的視野で新規採用、嘱託の活用など事業量、事務費に見合った人員を確保する。 公有地取得事業で、委託者による再取得又は償還予定が、当初より遅れているものは速やかに再取得、償還を行うよう努める。 土地造成事業による工業団地（千葉土気緑の森工業団地、あさひ鎌数工業団地）について、残る区画の早期分譲に努める。